

米印原子力協力協定の主な内容

(特に重要と考えられる点、本協定に特徴的な点は下線部)

前文

- 世界的に増大するエネルギー需要を満たす上での民生原子力の重要性
- エネルギー安全保障を達成する手段として、平和目的での原子力の開発、利用に関し、安定性、信頼性、予測可能性を基盤として、広範な協力を行うこと
- 協力が、主権の尊重、国内問題への不干渉、衡平性、相互利益、相互主義を基本とし、お互いの原子力計画を尊重して実施されること
- 原子力平和利用に関する協力の法的基盤の確立
- 本協定の下での協力が先進原子力技術を保有する 2 つの国の間で行われるものであり、両国は同等の利益を有することの確認。
- 2005 年 7 月 18 日の米印共同声明で表明された理解への留意
- IAEA とその保障措置システムへの支持
- 原子力を利用する上での安全とセキュリティ、適切な核物質防護、効果的な輸出管理へのコミットメント
- 原子力平和利用活動が、環境を保護する観点で行われるべきこと
- 大量破壊兵器の拡散を防ぐことへのコミットメント
- 両国間の戦略的パートナーシップを強化したいとする願望

2005 年 7 月 18 日の合意そのものには言及されているが、合意に含まれている、インドの核実験のモラトリアムの継続や核分裂性物質カットオフ条約締結に向けての米国との協力などのコミットメントは明示的な形では前文に反映されていない。

第 1 条 (定義)

「副産物」、「構成部分」、「転換」、「廃止措置」、「汎用品」、「設備」、「高濃縮ウラン」、「情報」、「低濃縮ウラン」、「主要構成部分」、「非核物質」、「核物質」、「平和目的」(軍事基地への電力の供給、軍事施設における医療目的での放射性同位元素の生産は平和目的に含まれるとしているのが特徴的)、「者」、「原子炉」、「機微原子力施設」(主に濃縮、再処理、プルトニウムを含む燃料の製造のために設計、使用される施設と定義。重水製造施設が含まれておらず、MOX燃料製造施設が含まれているのが特徴的)、「機微原子力技術」(機微原子力施設の設計、建設、製造、運転に重要で、公知になっていない情報およびそうした情報として、両者の合意により指定されたもの) について定義

第 2 条 (協力の範囲)

本協定を履行するにあたって、関連する条約、国内法、規制、許可上の要件に従って実施すべきことを規定 (第 1 項)

協力の範囲として以下を列挙 (第 2 項)

- 先進的原子力研究開発
- 原子力安全
- 科学者の交流の促進
- 原子炉および関連核燃料サイクルを含む、民生原子力分野での協力活動 (産業、商業レベルでの技術移転も含む。)
- インドの原子炉の寿命期間中における供給途絶に備えた、戦略的核燃料備蓄の確保
- 原子力科学における先進的研究開発
- 核物質の供給
- 核物質の形状、内容の変更
- 設備の提供
- 熱核融合 (マルチラテラルなプロジェクトを含む。)
- 両者が合意する、相互に関心を有するその他の分野

核物質、非核物質、設備、構成部分、情報の移転は、当事国間あるいは認められた者を介して実施 (第 3 項)

本協定の目的は、原子力の平和利用に関する協力であり、各当事国における、保障措置下でない原子力活動に影響を与えない主旨を確認。

本協定の下で移転された核物質、非核物質、設備、構成部分、情報、技術とは独立して生産、獲得、開発された核物質、非核物質、設備、構成部分、情報、技術について、当事国が自らの目的に利用する権利には影響を与えない。本協定とは独立して生産、獲得、開発された核物質、非核物質、設備、構成部分、技術、情報、軍事用原子力施設を利用した活動の妨げとなったり、その他の方法で介入するような形で、本協定を履行してはいけない旨を規定 (第 4 項)

第 3 条

情報の移転は、レポート、データバンク、コンピュータプログラム及び当事国が合意する方法を通じて以下の分野においてなされる旨、規定 (第 1 項)

- 原子炉の研究、開発、設計、建設、運転、維持、利用、原子炉での試験、廃止措置
- 物理的、化学的、放射線学的、生物学的研究、医療、農業、産業における核物質の利用
- 核燃料サイクル活動 (両者が参加している、燃料供給の保証あるいは放射性廃棄物の管理技術の開発のための多国間アプローチを含む。)

- 原子力科学技術における先進的研究開発
- 上記各項に関する健康、安全、環境上、考慮すべき事項
- エネルギー計画の中で原子力が果たす役割の評価
- 原子力産業への規制
- 熱核融合分野における研究（二国間の活動や ITER のような多国間プロジェクトへの貢献を含む。）
- その他、両者が合意する分野

本協定は、協定の範囲外の事項に関する情報や、当事国が条約、国内法等で移転を禁止されている情報の移転を要求するものではない主旨を規定。（第 3 項）各当事国によって定義される、「秘密資料」の本協定の下での移転を禁止。

第 4 条（原子力貿易）

当事国間の原子力貿易の促進及び一方当事国が規制権を有する品目に関する、他方当事国と第三国間の貿易の促進

供給の信頼性は、原子力施設の円滑かつ継続的な運転にとって不可欠であることの確認（第 1 項）

輸出、輸入の許可や第三国に対する同意など、原子力貿易に対する規制は貿易を制限するために利用されてはならないとし、許可が遅れた場合の措置について規定（第 2 項）

第 5 条（核物質、非核物質、設備、構成部分、関連技術の移転）

本協定の下で移転される「特殊核分裂性物質」（第 1 条で定義。プルトニウム、ウラン 233、ウラン 233、235 の濃縮ウラン他を意味する。）は、サンプル等として供給される少量の特殊核分裂性物質を除き、低濃縮ウランのみ（第 1 項、第 5 項）

機微原子力技術、重水製造技術、機微原子力施設、重水製造施設及びこれらの施設の主要構成部分は、本協定を変更しない限り移転できない。濃縮、再処理、重水製造施設で使用可能な汎用品は、当事国の国内法、規制、ライセンス政策の下で規制（第 2 項）

本協定の下で移転される核物質の量が、使用目的と合致していることを要求（第 4 項）

燃料供給保証に関して、2005 年 7 月 18 日の米印共同声明及び 2006 年 3 月 2 日の軍民分離計画において、米国が約束したコミットメントを確認¹（第 6 項）

第 6 条（核燃料サイクル活動）

¹ 軍民分離計画の文言がそのまま引用されている。

両当事国は、以下の核燃料サイクル活動の実施が認められている。

- ①本協定の下で移転されたウラン、②本協定の下で移転された設備に使用され、あるいは、設備の使用を通じて生産されたウランの 20%までの濃縮
- ①本協定の下で移転されたプルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウラン及び照射済核燃料、②協定の下で移転された非核物質、核物質、設備に使用され、あるいは、これらの使用を通じて生産されたプルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウラン及び照射済核燃料の照射
- ①本協定の下で移転された核物質、②本協定の下で移転された核物質、非核物質、設備に使用された、あるいは、これらの使用を通じて生産された核物質及び副産物の再処理その他の形状、内容の変更（ただし、再処理の権利が発効するためには、インドが、IAEAの保障措置下に置かれ、保障措置が適用される核物質専用の新たな再処理施設を建設すること、両国が、インドが新たな施設で再処理その他の形状、内容の変更を実施する取極め、手続きについて合意することが必要。取極め、手続きには、核物質防護の基準、貯蔵の基準、環境保護の基準が含まれることとされている。再処理によって分離された特殊核分裂性物質はIAEAの保障措置の下に置かれる国内施設で使用される。）
- ①本協定の下で移転された照射済核物質、②本協定の下で移転された非核物質、核物質、設備に使用された、あるいは、これらの使用を通じて生産された照射済核物質の照射後試験

第 7 条（貯蔵及び再移転）

①本協定の下で移転されたプルトニウム及びウラン 233（照射済燃料要素に含まれている場合を除く。）、高濃縮ウラン、②本協定の下で移転された物質、設備に使用された、あるいは、これらの使用を通じて生産されたプルトニウム及びウラン 233（照射済燃料要素に含まれている場合を除く。）、高濃縮ウランの貯蔵施設においては、最低限、INFCIRC225/REV4 に規定されている核物質防護のレベルが維持されていること

当事国に対して、貯蔵施設のリストを作成し、相手国に提供することを要求。（第 1 項）

①本協定の下で移転された核物質、非核物質、設備、構成部分、情報、②本協定の下で移転された核物質、非核物質、設備の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質が認められた者以外に移転、再移転されることを禁止。また、両当事国の合意がない限り、受領国の領域的管轄外へ移転することを禁止（第 2 項）

第 8 条（核物質防護）

①本協定の下で移転された核物質、設備、②本協定の下で移転された核物質、非核物質、設備に使用され、また、これらの使用を通じて生産された核物質に

適切な核物質防護措置が維持されることを確保するために、(i)少なくとも INFCIRC225/REV4 で提言されている内容と同等のレベル、(ii)核物質防護条約の規定に則った措置を適用することを要求 (第 1 項、第 2 項)

第 9 条 (平和利用)

①本協定の下で移転された核物質、設備、構成部分、②本協定の下で移転された核物質、設備、構成部分に使用され、また、これらの使用を通じて生産された核物質及び副産物が、受領国によって、あらゆる核爆発装置用、核爆発装置の研究開発あるいはいかなる軍事目的にも使用されることを禁止

第 10 条 (IAEA 保障措置)

①本協定の下で移転された全ての核物質、設備、②本協定の下で移転された核物質、設備に使用され、また、これらの使用を通じて生産された全ての特殊核分裂性物質に対して、当事国の管轄、管理下にある限り、保障措置が適用されることを要求 (第 1 項)

インド側で適用される保障措置は、インドと IAEA の間で締結されたインド特有の保障措置協定及び追加議定書 (発効している場合) に従った、恒久的な保障措置であるべきこと (第 2 項)

米国側に適用される保障措置は、1977 年 11 月 18 日に締結され、1980 年 12 月 9 日に発効した米国と IAEA 間の保障措置協定、及び追加議定書 (発効している場合) に従った保障措置であるべきこと (第 3 項)

IAEA が保障措置の適用が不可能と判断した場合には、供給国、受領国に対し、適切な検認措置について協議、合意することを要求 (第 4 項)

その他、計量管理、在庫報告等について規定 (第 6 項、第 7 項)

保障措置が、当事国の原子力平和利用活動の妨害、遅延、あるいは原子力平和活動への不当な介入を避ける形で履行されるべきこと、原子力平和利用計画の安全かつ経済的な履行のために求められる慎重なマネジメント慣行に従って実施されるべきことを規定 (第 8 項)

第 11 条 (環境保護)

原子力の平和利用活動から生じる環境への影響を最小限化するベストプラクティスを遵守する点で協力

第 12 条 (協定の履行)

協定の履行にあたって、①相手国における原子力活動の妨害、遅延を避けるべきこと、②相手国における原子力活動への介入を避けるべきこと、③こうした活動を安全に履行するために求められる慎重なマネジメント慣行に従うこと、④両当事国のエネルギー計画の長期的要求事項を十分考慮に入れることを求め

ている。(第 1 項)

また、本協定の条項が、①不公正な商業上、産業上の利益を得ること、貿易を制限することにより、いずれかの当事国の者や企業に不利益を与えたり、彼らの商業上、産業上の利益を妨げること、②原子力平和利用（研究開発を含む。）の促進の為の政策、計画に介入すること、③本協定の下で供給された核物質、非核物質、設備の、当事国の領域内における自由な動きを妨げること、に利用されることを禁止（第 2 項）

人的交流を伴う協力の場合に、入国、滞在を促進する措置をとるべきことを規定（第 3 項）

第 13 条（協議）

本協定の履行及び原子力の平和利用に関する更なる協力のために、一方当事国の要請により協議を実施すべきことを規定（第 1 項）

また、一方当事国が本協定の条項に違反した場合は、速やかに協議を実施すべきことを規定（第 2 項）

協議のために共同委員会、共同技術ワーキンググループを設置することができる旨、規定（第 3 項）

第 14 条（協力の終了及び停止）

各当事国は 1 年前の書面による通告により、理由を示した上で、本協定を終了させる権利を保持（第 1 項）

協定を終了させる前に、両当事国に対し、速やかに協議すべきことを要求。協定の終了を要求する当事国は、問題の解決が不可能と判断した場合、協定の下での更なる協力を停止できる旨、規定。両当事国は、協力の終了または停止に至った状況を注意深く考慮するとともに、そうした状況が安全保障環境の変化に関する懸念から、あるいは、安全保障に影響を与える他の国による類似の行動に対する反応として、起こったものか否かを勘案すべき旨、規定（第 2 項）

当事国が協定の終了を求める理由として、協定違反を挙げた場合、両当事国は、協定違反とされる行為が故意でなされたものか否か、重大な違反とみなされるか否かを考慮すべきことを規定。重大な違反か否かはウィーン条約の定義によって判断。保障措置協定違反を理由としてあげた場合は、IAEA 理事会が不遵守に関する決定をしたか否かが重要な要素（第 3 項）

本協定の下での協力の停止に伴い、各当事国は、本協定の下で移転された全ての核物質、設備、非核物質、構成部分、これらの移転を通じて生産された特殊核分裂性物質の返還請求権を有することを規定（第 4 項）

返還請求権を行使することは両国の関係に深刻な影響を与えるとの理解に従って、核物質が相手国の領域、管理から離れる前に協議をもつべきとしている。

協議にあたっては、エネルギー安全保障を達成する手段としての原子力平和利用の観点から、原子炉の継続的な運転の重要性に特別な考慮を払うべきことを規定（第 5 項）

返還請求権を行使する当事国は相手国に対し、当該品目の公正な市場価格及び返還に要する費用の補償を実施（第 6 項）

本条に規定する協力の停止及び返還請求権が、第 5 条第 6 項で当事国に与えられた権利を変更するものではない旨、規定（第 8 項）

第 6 条(iii)で規定された再処理その他の形状、内容の変更の権利は、両者によって定義される「例外的な状況」が発生した場合に、当事国のいずれかにより停止され得る旨、規定（第 9 項）

第 15 条（紛争の解決）

本協定の条項の解釈、履行に関する紛争は速やかに交渉により解決すべき旨、規定

第 16 条（発効及び存続期間）

発効要件が満たされたことを相互に通知する外交文書を交換した日に発効（第 1 項）

存続期間 40 年。その後は 10 年ずつ更新。各当事国は、原存続期間である 40 年経過時点、及びその後の各 10 年の経過時点で、6 ヶ月前の書面による事前通知により、協定を終了させることが可能（第 2 項）

協定の終了または効力の消滅にかかわらず、第 5 条第 6 項(c)（保障措置）、第 6 条（核燃料サイクル活動）、第 7 条（貯蔵及び再移転）、第 8 条（核物質防護）、第 9 条（平和利用）、第 10 条（IAEA 保障措置）、第 15 条（紛争の解決）の効力は、これらの条項の規制対象となる核物質、非核物質、副産物、設備、構成部分が当事国の領域、管轄、管理の下に残り、当該品目が保障措置の観点で、原子力活動に使用できないことを当事国が合意するまでは効力を存続。（第 3 項）
本協定は両当時国の合意により変更可能（第 5 項）

第 17 条（管理取極め）

本協定の効果的な履行のために管理取極めを締結（第 1 項）

本協定に服する核物質、非核物質には代替性、等価性の原則が適用されるべきものとされており、詳細な規定は管理取極めにて規定（第 2 項）

管理取極めは、両当事国の当局の合意により変更可能（第 3 項）

合意議事録

協定の一部をなすものとして以下の点に合意

「比例配分」

本協定第 6 条（核燃料サイクル活動）、第 7 条（貯蔵及び再移転）の権利の履行にあたって、本協定の下で移転された核物質及び非核物質の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質、副産物であって、本協定で移転された設備に使用され、あるいは、設備の使用を通じて生産されたものではないものについては、使用された全核物質あるいは非核物質の量に対して、協定の下で移転された核物質、非核物質が占める割合に応じ、生産された特殊核分裂性物質、及び副産物に対して権利が適用される。

「副産物」

副産物に関する情報の報告及び交換について規定